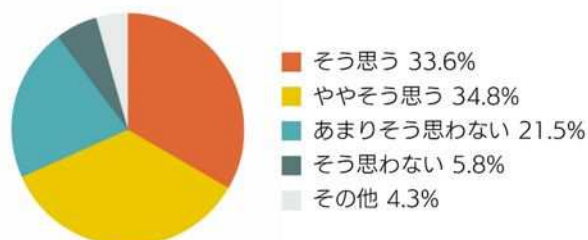
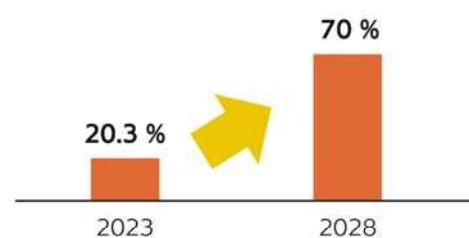


国や地方自治体の制度や政策について
7割近くの子ども・若者に意見を表明する
意欲があります。



出所) 令和4年度「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」の「あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか」についての回答割合

一方、「子ども政策に関して自身の意見が
聴いてもらえている」と思う子ども・若者
の割合は2割です。国は子ども大綱でこの
割合を7割にする目標を掲げています。



出所) 子ども大綱「子どもまんなか社会」の実現に向けた数値目標。「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合

意見を聴いただけの形式的な意見聴取にならないよう、
日本全体で子ども・若者の意見を反映する取組を広めましょう。

FAQ

Q. 政策について意見を聴くとき、どの年齢の子どもに意見を聴けばいいですか？

A. 子ども施策を策定、実施、評価するにあたり、施策の対象年齢が決まっている場合は、その対象年齢の子ども・若者が当事者として意見を聴かれる対象になり得ます。ただし、該当する世代以外の子ども・若者にも対象を広げて聴くことが有効な場合もあり、その施策の内容や目的によって検討し判断することが重要です。

なお、意見を言えるのは中高生以上だろう等、年齢による先入観は持たないようにしましょう。子ども基本法は、全ての子ども・若者が、その年齢や発達に応じて、自分に影響を及ぼすことについて意見を表明する機会を確保することとしています。

子どもによってはおとなが想定する熟度の意見を言うとは限りませんし、それを求めるべきではありません。意見を聴く側のおとなは、子ども・若者が意見を形成することを支え、聴いた意見は年齢及び発達の程度にしたがって、相応に考慮します。

Q. 子どもにやさしい資料とは何ですか？

A. 難しい漢字や用語を使わずに、子ども・若者に分かりやすく書かれた資料です。事前の説明資料やフィードバックの資料を作成する際には、読み手の年齢や発達の程度に合わせて読みやすいものを作成します。

対象とする子ども・若者の年代に合わせて読みやすい言葉づかいや漢字表記、表現、配色、デザイン、情報量を検討します。対象の子ども・若者に応じて、複数種類の「やさしい版」を作成することも考えましょう。

Q. 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか？

A. 子ども・若者に意見を聴くことは、子ども・若者の言う通りにすることではありません。政策は多様な関係者を考慮する必要がありますし、予算や期間、体制等の制約もあります。大切なことは、政策の目的や内容に応じて、また意見を表明した子ども・若者の年齢や発達の程度に応じて、出された意見を正當に考慮することです。それは、子ども・若者にとって一番よいことは何かを考えること、そして結論に至る考え方を説明し、対話する過程を作ることです。

子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン本編
<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/jichitai/>



参考資料1

令和7年7月22日
第33期青少年問題協議会
第1回定例協議会

若者の声を聴く取組ポイント～

子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン概要版

これから取組をはじめめる職員も、はじめている職員もイチから分かる子ども・若者の意見反映の実践方法をまとめました。
子ども基本法の条文や意義をしっかりと理解し、ポイントを参考に実践してください！
(各項目に、ガイドライン本編のページ数が載っていますので、適宜本編に立ち返りながら、子ども・若者の意見反映の実践に取り組んでください。)

子ども基本法や子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会



子ども・若者は、子どもまんなか社会をともに作るパートナー



子ども施策の基本的な方針は、子ども・若者の意見を聴いて、
その声をまんなか置いて、対話しながらともに社会をつくること



国や地方自治体が子ども・若者の意見を聴く取組をしていくことで、
子ども・若者の意見を尊重する意識が醸成され、
子ども・若者が関わる様々な場において、取組がすすむことが期待されます。

知っておきたい意見反映の2つの意義

- 1 子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- 2 子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

意見反映の措置をとる義務があります

子ども基本法 (子ども施策に対する子ども等の意見の反映) 第十一条

国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

意見表明や反映についての子ども・若者の声

- 「何でもいいよ」、「大丈夫」という声かけで安心感を与えてほしい。(高校生世代)
- 大人にもっと話を聴いてほしい(小学生)
- 事前にもらった資料がわかりやすく、思ってたよりイラストとかもあって、少し緊張がほぐれました(中学生)
- 余裕がなくて来られない本当に困っている人の声も聞いてほしい(小中学生)
- 意見を聞くだけで終わるのではなく、ちゃんと改善されてほしい(小中学生)

*子ども・若者の声の出所は令和4年度「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」

こども・若者の声を政策に反映するためのポイント

1. はじめる前にチェックするポイント

なぜこども・若者の意見を聴くのか 本編 P.1 へ

- ☐ こども施策を策定等する際に、こども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたことを理解している。
- ☐ こどもや若者の意見を聴く意義を理解している。

こども基本法上の「こども施策」とは？ 本編 P.8 へ

- ☐ 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

こども・若者の意見を聴く場面や方法 本編 P.10 へ

- ☐ 意見を聴く場面や方法（継続的、一時的）の特徴を理解している。
- ☐ 意見を聴く目的や内容に応じて、どのようにこども・若者から意見を聴くかを検討している。

こども・若者の意見反映プロセスの全体像 本編 P.12 へ

- ☐ 意見反映プロセスの全体像と5つのステップを理解している。
- ☐ 政策のどの段階においてこども・若者の意見を聴くか検討している。

2. 施策実行中にチェックするポイント

フィードバックをする 本編 P.43 へ

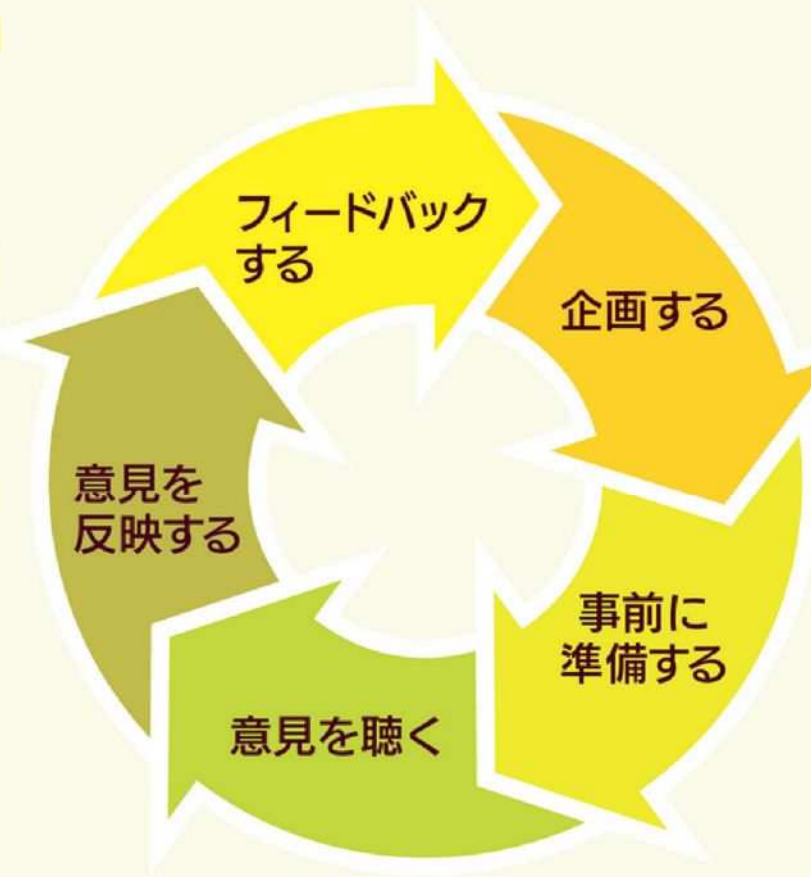
- ☐ 意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明（フィードバック）している。
- ☐ フィードバック資料は、こども・若者が読みやすいよう工夫をしている。

意見を反映する 本編 P.40 へ

- ☐ こども・若者の意見をどう反映するか検討し、こども・若者に説明する準備をしている。

意見を聴く 本編 P.29,30,32,34,38 へ

- ☐ 聴く側のおとなが、こども・若者の視点で一緒に考える姿勢を持っている。
- ☐ おとなの役割は、こども・若者の意見表明のサポートであることを共通認識にしている。
- ☐ 意見を聴く目的、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初にこども・若者に説明している。
- ☐ グラウンドルール案を参加するこども・若者と共有し、確認している。
- ☐ どのような意見でも受容されることを進行役やファシリテーターがこども・若者に示している。
- ☐ おとなは「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者で共有している。
- ☐ こども・若者が意見を言いやすい方法を選ぶよう様々な選択肢を用意している。
- ☐ 意見を聴く手法（対面、オンライン、アンケート、SNSを活用したチャット等）の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択している。
- ☐ 安心して意見を言えたか、こども・若者が振り返り、意見を聴く場を評価する機会を用意している。
- ☐ 意見を聴く場の良かった点や改善点について振り返りをしている。



フィードバックをした後は、次の企画に活かし、より良い取組を目指します。

企画する 本編 P.14,16,18,19 へ

- ☐ 政策の当事者や政策が影響するこども・若者を考え、意見を聴く対象を決めている。
- ☐ 特定の属性の意見に偏らないよう意見を聴く対象を検討している。
- ☐ 意見を聴く機会について、幅広くこども・若者が情報にアクセスできるか考えて周知している。
- ☐ こども・若者にとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマを設定している。
- ☐ こども・若者が意見を言いたいテーマを提案したり、選んだりできる「仕組み」を作っている。
- ☐ こども・若者に関わる職員等に「こども基本法」や「こどもの権利条約」の周知をしている。
- ☐ こども・若者に対するリスクを事前に洗い出し、予防策や軽減策を用意している。
- ☐ こども・若者のセーフガーディングの指針を定め、対応のための手順や体制を決めている。
- ☐ 庁内人材や外部との連携により、意見を聴くための体制をつくっている。
- ☐ こども・若者の人数に合わせてファシリテーターを確保している。

事前に準備する 本編 P.23,26 へ

- ☐ 意見を聴く機会に関わる全てのおとなに、「こどものセーフガーディング」と意見を聴く場の趣旨を共有している。
- ☐ こども・若者の年齢、特性、発達程度に応じて必要な配慮を確認している。
- ☐ 個人情報の利用についてあらかじめ本人や保護者の同意を得ている。
- ☐ 参加するおとなとこどもが共通して守るグラウンドルール案を用意している。
- ☐ こども・若者の背景や人数を考えて会場の雰囲気づくりやグループ分けを検討している。
- ☐ テーマについてこども・若者に分かりやすい資料（やさしい版資料）を用意し、意見を言うための準備をサポートしている。

3. 常にチェックしておくべきポイント

予算や体制 本編 P.45 へ

- ☐ 意見を聴くために必要な費用を洗い出し、工夫できることを検討している。
- ☐ 意見を聴く取組を実施している部署や取組状況、意見の反映状況を把握し、組織内で共有している。

声を聴かれにくいこども・若者を考慮する 本編 P.50,53,57 へ

- ☐ 声を聴かれにくいこども・若者がいることを理解している。
- ☐ 属性に対して先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けている。
- ☐ 支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作っている。
- ☐ 属性に囚われず一人一人に必要な工夫や対応を聞き、ともに考えている。
- ☐ 一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとっている。
- ☐ 権利侵害や個別対応が必要な事実や意見を聴いた場合のフォロー体制を用意している。

こども基本法第11条に基づいて、こども・若者の意見を聴く取組を進めていくときに確認するとよい重要なポイントをリスト化しました。これらのポイントを参考に各取組に合わせて改訂してください。